

別紙

令和9 基準年度野田市固定資産の評価及び課税に関する技術支援並びに調査業務委託に関する公募型プロポーザル審査基準について

○審査について

提案の審査については、提出された企画提案書等の審査を行い、評価が上位の者から順に優先交渉予定事業者として、順位付けを行う。

○審査項目について

審査項目は以下のとおりとする。

評価基準		配点
業務実施方針及び実施体制	<ul style="list-style-type: none">・本業務の趣旨を的確に理解し、本業務の目的を意識した提案となっているか。・評価替えに向けて、成果が期待できる具体的な業務内容及び業務スケジュールとなっているか。・主任技術者等の技術者や不動産鑑定士並びに一級建築士は適切に配置されているか。また、本業務を確実に遂行できる経歴、実績等を有しているか。	15点
路線価付設	<ul style="list-style-type: none">・路線価付設作業について、提案者の有する経験及び専門性が反映された具体的な方法が記載されているか。また、その実効性が期待できるものであるか。・路線価付設業務について、基準及び根拠が明確であり、納税者への説明責任を果たすための有用な提案となっているか。	25点
土地・家屋評価要領の作成	<ul style="list-style-type: none">・他の自治体における業務実績があり、作成等の方法が具体的に提案されており、かつ、実務への影響を考慮しているか。また、納税者への説明責任を果たすための有用な提案となっているか。	10点
家屋評価支援	<ul style="list-style-type: none">・提案された内容が当市の実情を鑑みて実現可能であるかどうか。また、提案者が実現するために必要な専門性、実績を有しているか。・提案された内容が当市の家屋評価事務の実情を十分に理解し、効果的なものであり、かつ、有用なものであるか。・納税者への説明責任を果たすために有用な提案となっているか。また、家屋評価事務の運用に資するものとなることが期待できるか。	25点

評価基準		配点
総合支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査申出、訴訟等への対応実績が複数あるか。また、その対応の内容が充実したものであるか。 ・ 他の自治体において、固定資産の評価及び課税事務について、総合的な支援を行った実績が豊富にあるか。また、発注者からの相談に対し、問題を解決するために必要な対応体制が十分に整っているか。 ・ 提案された総合的な支援の内容が当市の課税事務において効果が期待できるものであるか。特に懸案事項に関し、迅速かつ的確に回答することを期待できるか。 	25点
合計		100点